

公益社団法人日本コンクリート工学会

選挙管理委員会規程

平成 22 年 7 月 1 日 制定
平成 24 年 2 月 1 日 改正
平成 25 年 3 月 1 日 改正
平成 30 年 6 月 22 日 改正
令和 4 年 12 月 22 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 会長が、理事会に諮って役員以外の会員の中から選出したもの（以下「理事会選出委員」という。）（4名）
- (2) 各支部が、支部執行委員会に諮って各支部 1 名選出したもの（以下「支部選出委員」という。）（8名）

2 選挙管理委員が任期途中で辞任等により欠員となった場合には、前号の選出基準により、補欠の委員を選出する。

(委員長、副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、理事会選出委員の互選による。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事会選出委員の任期は、選任後 2 回目の代議員選挙が終了した日から 1 年経過した後の最初に到来する 1 月 31 日までとし、再任を妨げない。
- (2) 支部選出委員の任期は、選任後 1 回目の代議員選挙が終了した日から 1 年経過した後の最初に到来する 1 月 31 日までとし、再任を妨げない。
- (3) 補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 定款、学会規則及び代議員選挙規則に基づき、代議員選挙を運営すること。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(委員会の議決)

第7条 委員会の議決は、選挙管理委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会が発議し、理事会が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この規程の改正は、令和4年12月22日から施行する。